

令和5年度税制改正反映版

法対応における課題と解決策を公認会計士が解説

請求書に関する 電帳法対策のポイント

電子帳簿保存法(電帳法)は、電子請求書を電子保存することを義務づけている。

電子請求書の取り扱いについて、企業はどのような対応をすべきなのか。

公認会計士が電帳法対策のポイントを解説する。



解説

Sansan株式会社 Bill One Unit
プロダクトマネージャー/公認会計士

柴野 亮

電子帳簿保存法の改正に伴い、 電子請求書を電子データとして保存することが必須へ

電子帳簿保存法(電帳法)とは、国税関係の帳簿類^{しょうひょう}や証憑類の全部、または一部を電子データで保存することを認めた法律で、正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」という。その名称から分かる通り、電帳法は請求書を電子保存する場合に関わる法律であるが、2022年1月1日の改正法施行後は、電子請求書は電子保存することが求められるため、注意が必要だ。

企業が受け取る請求書は、大きく2種類に分けられる。郵送で送られてくる紙の請求書と、メールなどの方法で送られてくるPDFファイルをはじめとした電子請求書だ。

改正前の電帳法は、いくつかの要件を満たすことで、紙の請求書をスキャンして電子データとして電子保存することを容認していた。ただし、タイムスタンプの付与や定期検査などを

行う体制を整え、税務署に申請することを要件としていたため、紙の請求書を電子保存するハードルは高かった。一方で、電子請求書については、要件を満たした形での電子保存を原則としながらも、紙に出力して保存することを容認していた。

電帳法の改正に伴い、紙の請求書については電子保存の要件が緩和され、**電子保存がしやすくなった**。一方で、電子請求書は、**電子保存することが必須になった**。紙の請求書を引き続き紙の状態では保存することは可能だが、企業としては、取引先から届く**電子請求書は要件を満たした保存としなければならない**。これまでのように電子請求書を紙に出力するのであれば、紙の請求書と併せて二重管理することになる。改正法の施行を受け、請求書の管理コストを増やさないための対策が求められている。

電帳法における請求書の形式と保存に関するポイント

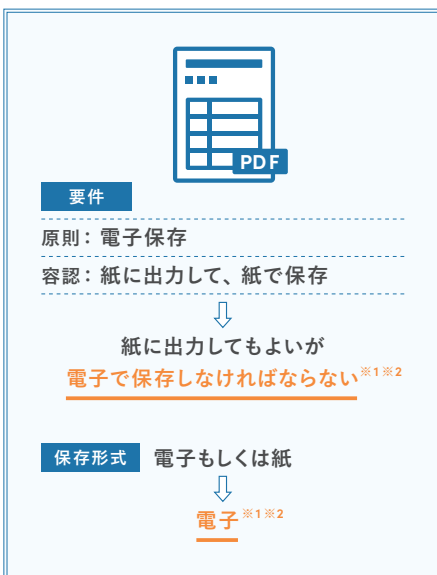
企業が受け取る請求書は大きく2種類に分けられる

主に企業で取り扱う請求書の形式は、電子請求書と紙の請求書に分類される。電帳法では、それぞれの形式に対して異なる保存要件が定められている点に注目だ。

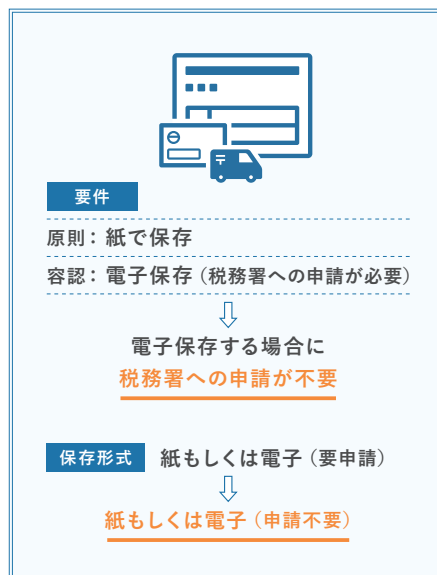
電子で受け取る請求書は電子保存が必須

電帳法では、電子請求書は電子保存しなければならないことが定められている^{※1※2}。紙に出力して保存するだけでは要件を満たせない、ことが大きなポイントだ。

メールなどで届く電子請求書



郵送などで届く紙の請求書



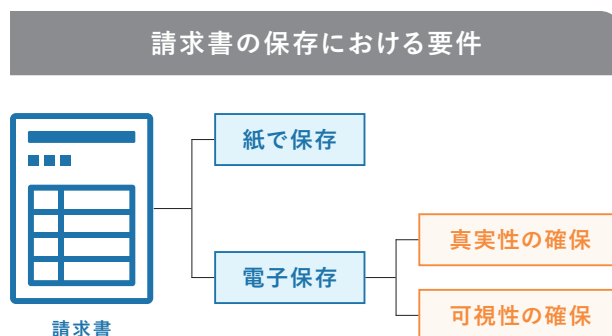
請求書を紙で一元管理することが難しくなる

※1 2022年1月1日から2023年12月31日までの間において授受した請求書を保存要件に従って保存することができなかったことについて、やむを得ない事情があると認められ、かつ、その請求書について出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、引き続き保存期間終了まで出力した書面による保存が可能となります(令和4年度税制改正)。

※2 2024年1月1日以降に授受した請求書を保存要件に従って保存することができなかったことについて、相当の理由があると認められ、かつ、その請求書について電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、保存要件を不要として、電子データの保存が可能となります(令和5年度税制改正)。

電子保存の要件は緩和された一方で、紙に出力して保存することは認められなくなる

電帳法改正前は、紙の請求書であっても、電子請求書であっても、まとめて紙で一元管理することができた。しかし、今後は電子請求書を電子保存しなければならなくなった。そこで求められるのが、受け取った全ての請求書を電子保存することだ。そのために押さえておきたいのが、電帳法で定められている請求書の電子保存に求められる要件である、**真実性の確保と可視性の確保**だ。



問15：電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等に当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります（規則2②-イ、二、⑥五、六、4①）。なお、詳しくは下記の表をご覧ください。

要 件
◆ 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限ります。） （規2②-イ、⑥六、4①）
◆ 見読可能装置の備付け等（規2②二、4①）
◆ 検索機能の確保（規⑥五、4①）
◆ 次のいずれかの措置を行う（規4①） 一 タイムスタンプが付された後の授受 二 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す ※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して、授受及び保存を行う 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け

※ 国税庁「電子帳簿保存法一問一答」電子取引関係（令和5年6月）より

真実性の確保



ユニークであること
改ざんなどがされていないデータ

可視性の確保



読める＆探せること
誰もが視認でき、確認できる状態

電子保存に求められる要件を満たしながら 請求書の電子保存を実現する方法

真実性を確保する方法

※4つのいずれか

送付企業から
タイムスタンプ付きでもらう

受領企業側で
タイムスタンプを付与する

訂正削除ができない
(または訂正削除の記録が残る)
システムを利用する

企業自身で
規程を策定、運用、
備え付ける

請求書の電子保存に必要な真実性を確保するためには、左に示した4つの方法のいずれかを取ればよい。しかし、取引先の企業にタイムスタンプの付与を依頼し、対応してもらうことは容易ではない。他方、受け取った請求書に自社でタイムスタンプを付与したり、新たな規程を策定、運用、備え付けたりすることをすぐに実現することも難しい。

取引先に負担をかけてしまう可能性が高く
自社で対応できることには限界がある

可視性を確保する方法

問42：電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点はありますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、以下の要件を満たす検索機能を確保する必要があります。

- (1) 取引年月日その他の日付、取引金額および取引先を検索の条件として設定できること。
- (2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

※ 国税庁「電子帳簿保存法一問一答」電子取引関係(令和5年6月)より

下記の3項目ですぐに探せるようにする必要がある(検索機能の3要件)

日付

取引先名称

取引金額

システムで検索機能を準備できない場合の措置(例示)

1. 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した
110,000円の請求書⇒「20221031_(株)国税商事_110000」
2. 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
※ 税務調査の際に税務職員からダウンロードの求めがあった場合には応じること。

※ 国税庁「電子帳簿保存法一問一答」電子取引関係(令和5年6月)問16より

請求書の電子保存においては、電帳法で定められた要件を満たした機器を備え付け、請求書を読める状態で保存することが必要になる。それに加えて、「日付」「取引先名称」「取引金額」の3項目ですぐに検索できることも求められる。左に示したのは、そのための具体的な方法だが、1件ずつファイル名を編集する必要があることをはじめ、現実的ではない作業が必要となる。

PDFファイル

名前
20221031_6e0000_555,000.pdf
20221031_受領コントロール_531,500.pdf
20221031_110yonyon商事_1,000,000.pdf
20221031_110国税商事_110,000.pdf

リスト(索引簿)

請求書日付	金額	取引先	請求書番号
20221031	110,000	(株)国税商事	110000
20221031	555,000	6e0000	555000
20221031	531,500	受領コントロール	531500

or

電子ファイルのタイトル編集やリスト管理に加え、
社内規定の作成・周知など、管理工数が増えることは必ず

ファイル名: 20221031_株国税商事_110000

今後の法対応において解決しなければならない 2つの課題と今すぐ始められる対策

今後の法改正の対応に当たって、企業は2つの課題に直面することになり得る。

一つは、法改正のたびに業務の見直しが必要になることだ。今後もインボイス制度や電帳法について施行後の実態に即した改正が行われることは必至だ。その都度、対応方法を検討し、業務フローを変えることになれば、**多くの管理工数が発生**することは想像に難くない。

もう一つは、電子請求書の電子保存が義務化され、紙の状態では請求書を一元管理することが難しくなったことだ。紙と

電子それぞれバラバラに請求書を保管する場合、**運用が複雑化することでミスや混乱が生じる**ことが予想されるため、請求書の一元管理をやめることは現実的ではない。

これらの課題を解決する方法として、インボイス管理サービス「Bill One」の導入が挙げられる。インボイス制度や電子帳簿保存法といった法改正に対応するサービスを導入することで、業務負荷を削減しながら、請求書の一元管理を実現することができる。こうしたサービスを導入することが対策の一つとなるであろう。

法改正に伴い、企業が直面する2つの課題

課題1

インボイス制度や電帳法における電子請求書の電子保存義務化など、法改正のたびに、対応方法の検討や経理業務の見直しが必要になる。



多くの管理工数が発生

課題2

請求書を紙の状態では一元管理することが難しくなる。紙の請求書と電子請求書をまとめて一元管理するための新しい管理方法を構築することが現実的。



請求書業務の運用が複雑化し、ミスや混乱が生じる

インボイス管理サービス「Bill One」が課題を解決



<https://0000.000/000.html>

No. 123456789123456789

あらゆる請求書をワンストップで代理受領
ユニークなURLと番号を発行し、**真実性を確保**



99.9%の精度でデータ化
可視性を確保した上で保存



クラウド上で請求書を
一元管理できる

〈その他のメリット〉

- ・請求書を一括受領することで、面倒な請求書の「振り分け」が不要になる
- ・請求書の受け取りから、申請・承認、経理対応、保管まで、全てのワークフローに対応
- ・「迷子請求書」がなくなり、経理担当者は締め日に請求書を回収できることで、月次決算を加速

請求書受領から、月次決算を加速する

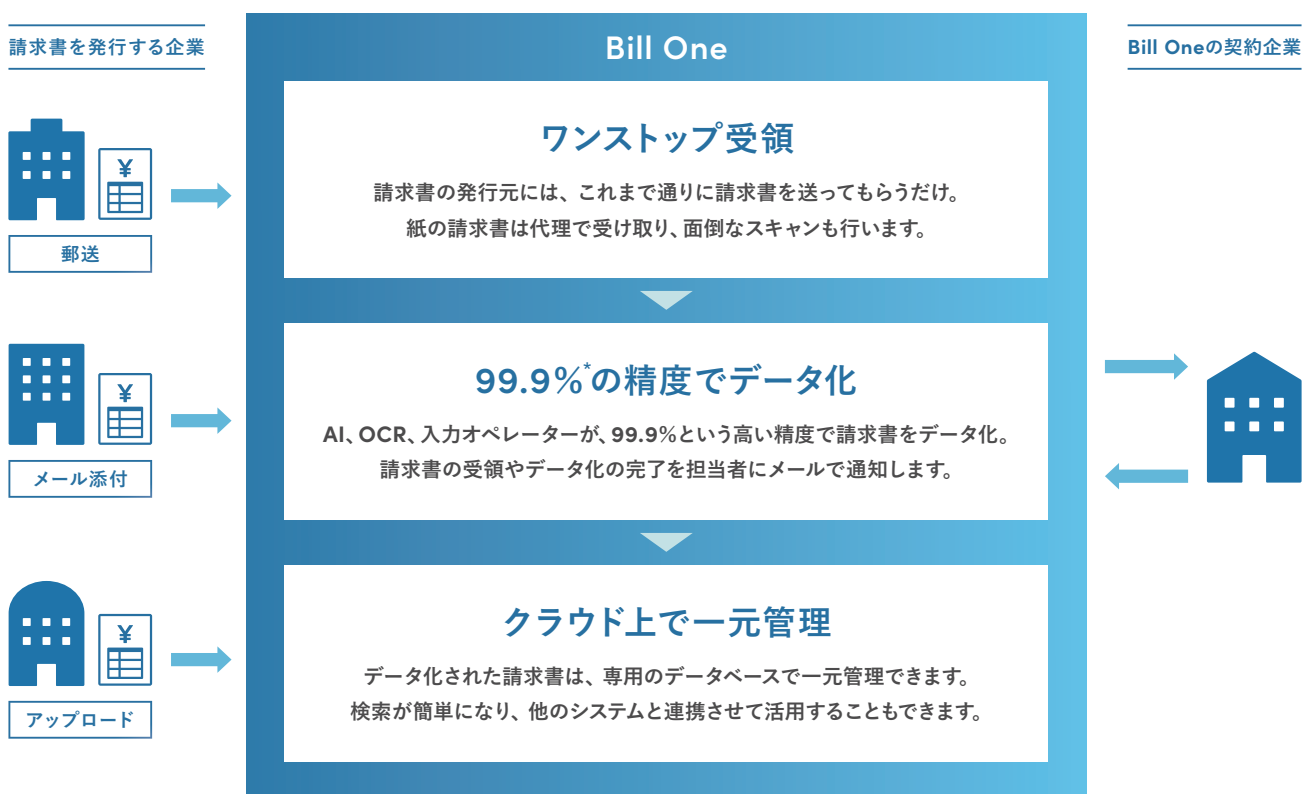
Bill One

powered by Sansan

Bill Oneは、Sansan株式会社が提供するインボイス管理サービスです。

さまざまな形式・方法で届く請求書をオンラインで受け取り、

請求書業務を効率化することで、企業経営における意思決定のスピードを向上させます。



* Sansan株式会社が規定する条件を満たした場合のデータ化精度

3つのメリット



あらゆる請求書を
オンラインで受け取れる



法改正に対応した
業務フローを構築できる



経理部門に限らず
組織全体の生産性が上がる

請求書に関する法改正には、Bill Oneが対応します。

2022年1月1日に改正が施行された電子帳簿保存法や、2023年10月1日に開始されたインボイス制度など、Bill Oneを導入することで、法制度に対応した体制を構築することができます。

インボイス制度

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。適格請求書（インボイス）は、税務署長に申請し、登録された課税事業者のみが発行できます。請求書の受領企業が仕入税額控除を受けるためには、インボイス制度への対応が必要になります。

適格請求書の受領だけでなく、発行にも対応しています

	発行			受領	
フォーマットに沿った 適格請求書の作成		適格請求書の発行 (紙・電子の両方に対応)	登録番号の照会 (国税庁のシステムとのAPI連携)		適格請求書の要件を 自動でチェック

電子帳簿保存法

電子帳簿保存法（電帳法）により、電子請求書は電子保存しなければならなくなりました*。紙の請求書にも対応しながら、電子請求書を取り扱う必要があるため、コストをかけずに混在する紙と電子の請求書を一元管理する方法が求められています。

電帳法で定められた保存要件を満たして、請求書を電子保存します

			
正確なデータ化	タイムスタンプ	変更履歴・対応履歴の保存	請求書の検索

*2022年1月から2023年12月31日までの間において電子取引によって授受した電子データ（請求書を含む）を保存要件に従って保存することができなかったことについて、やむを得ない事情があると認められ、かつ、その電子データについて出力書面（整然とした形式・明瞭な状態に限る）を提示または提出できる場合には、引き続き保存期間終了まで出力した書面による保存が可能となります（令和4年度税制改正）。

*2024年1月1日以降に授受した請求書を保存要件に従って保存することができなかったことについて、相当の理由があると認められ、かつ、その請求書について電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式・明瞭な状態に限る）を提示または提出できる場合には、保存要件を不要として、電子データの保存が可能となります（令和5年度税制改正）。

Bill One
powered by Sansan

お問い合わせ | デモ依頼やお見積りについては、お気軽にお問い合わせください

bill-one@sansan.com

0800-100-9933

https://bill-one.com

Sansan株式会社 [本社] 〒150-6228 東京都渋谷区桜丘町1-1 渋谷サクラステージ28F

※ 本資料は2024年1月に作成されました。掲載されている内容は作成時点での情報です。
※ 本資料の記事・写真等の無断転載、複写、複製を禁じます。

© Sansan, Inc.